



会報

平成26年11月30日発行

発行者 大谷賢一  
編集責任者  
窪田則道  
0142-82-3226

# 行政むろらん

No.146 発行所 北海道行政書士会室蘭支部



## 平成26年9月6日 三支部合同研修会

本年の日胆三支部(日高・苫小牧・室蘭)合同研修会は日高支部が幹事となり、9月6日にうらかわ優駿ビレッジで開催されました。研修会は、北海道行政書士会の吉村会長が講師を務め「行政書士法改正とそれに伴う新規事業について」というテーマで行われ、参加した各会員は法改正における今後の課題や展望等について認識を深めることとなりました。

研修会後は懇親会で親睦を深め、また翌7日は軽種馬育成調教センター(BTC)や展望台などを見学し、充実した研修会となりました。



## 北海道行政書士会室蘭支部

行政書士大谷賢一事務所内

〒059-0032 登別市新生町2丁目13番地6

TEL0143-86-3360

FAX 0143-86-3330

## 本会の動き

日時	会議	室蘭支部からの出席者	主な内容
9月19日	第7回常任理事会	高橋理事	平成26年事業計画の進捗状況
10月16日	第8回常任理事会	高橋理事	中間監査講評
10月17日	理事会	高橋理事・土井理事	平成26年事業計画の進捗状況等
11月21日	第9回常任理事会	高橋理事	日本行政書士会連合会臨時総会(12/3)について

## 支部の動き

### 支部理事会開催

◆平成26年11月14日 17:30 第3回理事会開催 中小企業センター

### 平成25年度くらしの無料相談会実施状況

(50音順・敬称略)

#### <室蘭市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
9月	中小企業センター	高橋(國)・永石	4件
10月	中小企業センター	高橋(國)・羽立	3件
11月	中小企業センター	羽立・三浦	4件

#### <登別市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
9月	鉄南ふれあいセンター	大谷・正源	1件
10月	鉄南ふれあいセンター	安部・大谷	1件
11月	鉄南ふれあいセンター	安部	1件

#### <伊達市>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
9月	カルチャーセンター	堀	1件
10月	カルチャーセンター	高橋・松本	1件
11月	カルチャーセンター	高橋・堀	1件

#### <洞爺湖町・豊浦町>

実施月	実施場所	相談員	相談件数
9月	豊浦中央公民館	後藤	1件
10月	洞爺湖ふれあいセンター	大谷・後藤	1件
11月	豊浦中央公民館	後藤・堀	1件

### 支部研修開催状況

◆平成26年9月20日(土)  
民間賃貸住宅セーフティーネット研修 中小企業センター  
講師:安部裕一会員

◆平成26年11月7日(土)  
相続税法の改正点と個人事業の決算準備 中小企業センター  
講師:田中喜崇会員



※11月7日開催研修の様子

### 新入会員紹介

#### ◆村上 哲夫 会員 -平成26年9月1日入会-

初めまして、平成26年9月1日付けで行政書士名簿に登録を受けました村上哲夫と申します。  
昭和22年(1947年)7月20日(亥年)生まれの67歳です。公務員生活41年、団体生活6年、その後2年と7ヶ月の浪人生活を経て、このたび現場に復帰致しました。  
現在は、「行政書士小山秀弘治事務所」の小山先生の下で、行政書士の一から勉強しているところです。これからも色々  
と諸先生のお世話になりますが、ご指導の程よろしくお願い申し上げます。

・事務所:室蘭市日の出町3丁目4番10号 行政書士小山秀弘治事務所  
・TEL:0143-46-2411 ・FAX:0143-47-4774



後輩行政書士が先輩事務所を訪問し、様々な観点からインタビューをさせて頂く企画の連載第六回目です。今回は室蘭の河野先生です。それではよろしくお願いします!!

#### ◆行政書士になった経緯とメインの業務を教えてください。

一昭和59年に行政書士登録をするまでは建設協同組合に勤めており、そのつながりや紹介等で事務所開業当初は建設業関連の業務を多く手がけました。建設業許認可と建設業経理に軸足を置きながらも、業容は徐々に建設業以外の許認可へも広がっていき、同時に依頼者の相続案件といった個別の相談を受けることも多くなっていきました。

・一時はメインである建設業及び建設業決算の業務で事務員を4～5人抱えていましたが、彼らを記帳代行業として独立させたのを機に顧客を譲り、現在は業務量を減らしながらも幅広くやっています。

#### ◆登録初期の頃に苦労したこと等があれば教えてください。

一経験の無い業種の許認可に取り掛かるときはどの分野でも当然ながら勝手が分からないので行政庁に色々聞かなければならないことになります。これを苦労と呼ぶかどうかは別にして、行政書士はある意味「恥かき業(=恥をかいてなんぼ)」という側面があり、若く血気盛んな頃は行政庁の方々と衝突したこともありましたが、なりふり構わず必死に一つ一つ聞いて、失敗しながら覚えていくしかありません。行政書士という資格は、試験そのものはそれほど難しくないかもしれませんがその後経験をものにしていくのが一筋縄ではありません。

・どんな分野の業務でも「これで分かった」という簡単な分野は決して無く、一見単純そうに見える業務が仮にあったとしても、実際は広さと奥深さを持っており油断していると思わぬところで足を掬われることがあります。また行政庁によって行政の裁量の幅が異なることがあり、国と道の間ならまだしも、支庁間(例えば石狩支庁と胆振支庁の間)で異なることもあるので若干気を使う必要があります。

・労力という意味では、建設業の業種追加(新規)の申請で専任技術者の10年の実務経験の証明のために25年分の資料(段ボール数十箱)を精査した時が労力を要しました。建設業の元請から下請への締付けが厳格になった時期で、各下請け業者は元々メインにしていなかった業種の許可を追加しなくてはならず資料集めに大変苦労したという背景があったものです。

#### ◆仕事を進める上で大切にしていることを教えてください。

一例えば100件の依頼があれば100通りの問題点と解決策があり、一つとして同じものはありません。まずは依頼者の話をじっくりと聞き、その案件・顧客にあった解決策を提示すべきです。依頼者が抱える課題の背景やそこに至る経緯をしっかりと把握した上で事に当たらなければ顧客の本当の課題解決にはならないということです。

・例えば相続業務では依頼者の自宅まで必ず出向き、極力多くの情報を得るようにしています。そうすることで、そこに至った経緯、様々な背景(複雑な相続関係など)、顧客が抱える本当の問題が徐々に明らかになってきます。

・同様に建設業等の会社からの依頼では、実際に必ずその会社まで何度か足を運び、社長だけでなく他の役員や従業員の話を聞いたり、事務所の様子を見て肌で様子を感じたり、できるだけ多くの情報を吸収するように心がけています。単に自分の事務所に社長だけが来て話を聞くのでは得られない課題が必ず見えてきます。

・結局、その会社全体をどう見て、会社の方向をどのように向けていくか、つまり経営をどうするかが終局的には最も重要であり、現実問題として顧客は個々の案件よりもその点を最大の関心事としています。会社が持っているヒト・モノ・カネといったリソースをどのように活かすか、また育てていくかの最適解はその会社ごとに全く異なります。

・これを端的にいうと『現場主義に徹する』ということです。つまり顧

客それぞれの課題にじかに触れ、肌で感じ、それぞれに合った解決策を、法規や道理に則って公平にアドバイスすることが重要です。たとえ依頼者にとって厳しいことであっても、会社全体を見た解決策を提示できれば、顧客のためにもなるし、結果的にはありませんが、実に様々な仕事が依頼されることとなる。そして付き合いはずっと続くこととなります。ごく初期からの顧客は今でも深いつながりがあります。

#### ◆他士業との業際分野に関するご意見をお聞かせください。

一行政書士は仕事を進める上で隣接士業(税理士・司法書士・弁護士・社労士等)との連携は避けて通れず、他士業と信頼関係を保つことは極めて重要です。信頼関係が構築できていれば、仕事を融通し合えるし、お互い、いざ困ったときは助け合える。そのために重要なポイントは2つあり、まずはその士業のいくつかの書類(申請書・答弁書etc)を自分で書けるくらいに精通しておくこと。そうすれば連携もスムーズだし、相手の勘所も理解できる。もう一つは互いの領域を決して侵さず尊重すること。そうすれば信頼関係が強固になります。長く業務を続けるためには人間ひとりの力ではどうしても限界があり、互いの強み弱みを補完し合いながらやっていく必要があります。

#### ◆今後の行政書士の課題についての考えをお聞かせください。

一冒頭に述べた「現場主義に徹する」とこと併せて、依頼者に対してワンストップのサービスを提供できるか否かが重要な課題になると考えます。間口を広く敷居を低くまずは相談をじっくりと聞き、少々時間がかかることはあるにせよ、必ず何らかの回答を可能な限り納得できる形で依頼者に提示できなければならない。

・例えば、法的社会的に追い込まれ経済的にも困窮した依頼者が相談にやってきたとします。内容は紛争性を帯びていることもあります。まずは話をじっくり聞き決して門前払いにはしない。依頼者と共に課題を一通り洗い出し、法規と道理に則って、依頼者側で受け入れなければならない部分、逆に権利を主張できる部分、双方とも事実として公平かつ率直に伝え、行政書士としてできる事とできない事を見極める。万が一行政書士としては出来ない場合でも本人として進められるように実際のアドバイスをするのか、弁護士等の他士業を紹介するのか、いずれにしても必ず何らかの答えを持たせる。行政書士は依頼者にとって、相談しやすい最初のクッション役になるべきです。そういった考え方からも、自分は方針として相談料も紹介料も請求しません。相談料については、そもそも相談レベルであればお互い様という意識もありますし、行政書士としての報酬は例えば「許認可を受けた」「相続の処理をした」等の対価であるとの基本的な考えがあること、紹介料については、顧客からの報酬は紹介を受けた先生(実際にその業務を一人称で行う先生)が全面的に負う責任に付随する対価だと考えているからです。この辺りは人によって様々な考え方があってと思います。

・私が支部長のとき(※記録者注:H10～H16)から、私自身含め行政書士全体の課題として、「法律の基本」が必ずしも身に付いていないという認識があり、いかにして会員全体における法律知識(主に民法)の底上げを図るかを主要な課題として研修の強化を進めました。これは、現場主義に徹することもワンストップサービスを提供することも、共通するのはその土台として基本的な法律知識の裏付けがあってこそではないかと考えたからです。



一件一件の顧客を大切にすること、またその顧客に合った最適なサービスを提供することの重要性を教えてくださいましたと同時に、実際にそのようなサービスを提供できるように知識と経験を積み重ねていく努力をしていこうと再認識いたしました。

# お知らせ

## 訃報

- ◆当支部会員・遠藤 一英 先生が10月22日にご逝去されました。  
遠藤先生のご逝去を悼み、謹んでお悔やみ申し上げますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

## 研修開催予定

- ◆新年会研修  
平成27年1月18日(日) 場所:洞爺 湖畔亭  
研修テーマ:国際標準化(ISOファミリー)について  
講師:江谷 清和 北海道行政書士会 業務企画部長
  - ◆(仮称)建設業決算書作成演習  
平成27年2月以降開催予定
  - ◆(仮称)建設業許可申請 ~建設業法改正点について~  
平成27年3月以降開催予定
- ※研修テーマが変更になる可能性があります。  
※詳細は別途お知らせいたします。

## その他

### ◆メールリングリストに関するお願い

メールアドレスを持たれている会員で支部メールリングリストにアドレスを登録をされていない会員は、高橋國夫会員までアドレスをお知らせください。  
また、アドレスを変更した会員についてもお知らせを願います。

### ◆軽自動車の税金に関するお知らせ

8月に軽自動車協会室蘭事務所に対し「行政書士会室蘭支部」「室蘭地方自動車整備振興会」「室蘭地方中古自動車販売協同組合」「苫小牧地区自動車整備協同組合」4団体の連名にて以下の様な文書を提出しておりますのでお知らせを致します。

＜自動車取得税・自動車税申告書(報告書)の不添付願出書＞

軽自動車税は市町に課税権限があること。従って、北海道には課税権限がないことは承知しているところですが、北海道に課税権限のある軽自動車所得税について、明らかに賦課がされないことが明白な軽自動車についての地方税法施行規則第16号の9の書類については添付致しません。(1)軽自動車記入申請(2)中古新規検査申請尚、各市町に対する軽自動車税申告書(報告書)は従来通り添付致します。

支部長 大谷賢一

### 【編集後記】

- ◆今年も残すところあと1ヶ月となりました。本年も皆様のご協力のおかげで、会報を予定通り4回発行することができ大変感謝しております。先輩の皆様方のお話を沢山お聞きし、大変充実した1年となりました。
- ◆行政や法律、また世の中の動きなど周知展開すべき情報、その他会報に掲載を希望される情報などがありましたらお気軽にご連絡を頂きたいと考えております。🍀